海幕経第１０４号
令和３年３月７日

航　空　集　団　司　令　官
呉、佐世保、大湊地方総監　殿
教 育 航 空 集 団 司 令 官

海上幕僚監部総務部長
（公印省略）

小人数部隊における糧食の調達要領について（通知）

標記について、別紙のとおり通知する。

添付書類：別　紙
写送付先：海上幕僚監部装備計画部長
阪神基地隊司令
対馬防備隊司令
鹿屋、下総航空基地隊司令
奄美基地分遣隊長

別　紙

小人数部隊における糧食の調達要領

1　納入業者の決定及び協定

契約担当官は、小人数部隊（付表で指定する部隊）に要する糧食品（生糧品に限る。）を現地調達しようとするときは、適格な業者（以下「納入業者」という。）を審査して選定し、協定書（付紙様式第１）を作成して協定を締結するものとする。

2　発注担当官及び検査官の任命

契約担当官は、糧食調達のための補助者として当該部隊の長（以下「発注担当官」という。）に発注権限を委任し、また、当該発注担当官の指名する者を糧食調達の検査官に任命するものとする。

3　給食担当官の任務

給食担当官は、毎月末日までに翌月分の小人数部隊における１日１人当たりの糧食調達予定限度額を算出して、分任物品管理官、契約担当官及び発注担当官に通知するものとする。

4　発注担当官の任務

（１）発注担当官は、前項の規定により通知を受けた糧食調達予定限度額を基準として喫食人員の増減等を考慮の上、納入業者に対し、糧食品の発注を行うものとする。

（２）発注担当官は、糧食品発注額整理簿（付紙様式第２）を備え、調達金額の明細を記録し、限度額の使用状況を常に明らかにしておくものとする。

5　検　査

検査官は、納入された糧食品について納入時に検査を行い、合格と認めたときは納入業者から提出された納入伝票（様式適宜）３部に自署又は押印し、１部は納入業者に交付し、２部は当該部隊の物品供用官に送付するものとする。

6　物品管理

（１）物品供用官は、前項の納入伝票のうち１部を物品供用簿として使用し、１部は１か月分ごとに取りまとめ翌月５日までに分任物品管理官に提出するものとする。

（２）分任物品管理官は、物品供用官から提出された納入伝票を物品管理簿として使用することができる。

７　代金の請求方法

代金の請求は、１旬分又は１か月分ごとに取りまとめて行うものとし、代金支払請求書には第５項の規定により検査官が交付した納入伝票を請求の内訳として添付し、発注担当官を経由して契約担当官に提出させるものとする。

８　確　認

資金前渡官吏は、支払をしようとするときは請求書の内訳と物品管理簿とを照合し、確認するものとする。

付紙様式第１

協　定　書

契約担当官　　を甲、　　を乙とし、　年　月　日から　年　月　日までの間　　（連絡所警備所等納入先部隊名を記載する）に納入する糧食調達の事務に関し、次のとおり協定する。

１　甲は、納入先部隊の長（以下「発注担当官」という。）に発注権限を委任する。

２　乙は、発注担当官の要求する品名、規格、数量により、甲の指定する場所において甲が任命した検査官の検査を受けた後納入するものとする。

３　乙は、納入の際、納入品の品名数量金額等必要事項を記載した納入伝票３部を検査官に提出するものとする。検査官は納入品の品名、規格、数量について検査をした後合格の場合は納入伝票に記名の上、一部を乙に交付するものとする。

４　乙は、代金の支払請求を１旬分又は１か月分ごとに行うものとし、代金支払請求書には納入の際検査官から交付を受けた納入伝票を請求の内訳として添付し、発注担当官を経て甲に提出する。

５　前各項によるほか、　契約一般条項による。

この協定の証として甲乙一部を保有する。

年　月　日

甲

印

乙

印

付紙様式第２

糧食品発注額整理簿

年月日	予　定 限度額	発注額	残　額	代　金 請求月日	摘　要

注：代金請求月日は業者から回付された請求書により記入する。

6」

付　表

小　人　数　部　隊	契　約　担　当　部　隊
鹿　　験　　所 え　び　の　送　信　所	鹿　　空　　基
竜　　警　　所 近　川　受　信　所 樺　山　送　信　所	大　　監
飯　岡　受　信　所 市　原　送　信　所	総　　空　　基
仮　　磁　　所	阪　　基
壱岐、上対馬、下対馬 警　　備　　所	対　　防
喜　界　島　通　信　所	庵　　基　　分